

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、北海道エアシステム乗員組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 31 年 3 月 20 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する株式会社北海道エアシステムの全職場（北海道、青森県）

3 要求事項

雇用確保等

平成 31 年 3 月 18 日

厚生労働大臣 根本 匠